

2023年11月1日

お客様 各位

米子信用金庫

よなごしんきん「ウィンターキャンペーン特別金利定期預金」の発売について

米子信用金庫(理事長 青砥 隆志)は、2023年11月1日より下記の通りウィンターキャンペーンとして、特別金利定期預金を発売いたします。商品の詳細につきましては、別添のチラシをご覧くださいませようお願いします。

米子信用金庫では地域の皆様のご要望にお応えできるよう、より一層サービスの充実を図るとともに地域の課題解決にも取り組んで参りますので宜しくお願いいたします。

記

名称	特別金利定期預金	
期間	2023年11月1日(水)～2024年2月29日(木)	
対象者	個人(店頭契約のみ個人事業主含む) 個人インターネットバンキング契約者(IB 定期預金契約の場合)	
預入金額	10万円以上1,000万円未満(1円単位)	
適用利率	IB 定期預金	店 頭 契 約
	3年:年 0.25% (税引後 0.199%) 5年:年 0.30% (税引後 0.239%)	1年:年 0.15% (税引後 0.119%) 3年:年 0.20% (税引後 0.159%) 5年:年 0.25% (税引後 0.199%)
	※適用利率は、預入日から初回満期日までの期間とし、満期日後に継続となる定期預金は継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率を適用します ※金利情勢により取扱期間中でも適用利率を変更する可能性あり	
その他	・IB 定期預金は預入および解約ともに個人インターネットバンキング上でお客様の操作により作成する商品になります	

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

営業統括部 TEL : 0859-33-1247

ウィンターキャンペーン

よなごしんきん特別金利定期預金

2023年11月1日(水)～2024年2月29日(木)

対象

新規で10万円以上1,000万円未満お預入れの個人または個人事業主のお客様

インターネットバンキングでのお預入れ

3年	0.25%	(税引後0.199%)
5年	0.30%	(税引後0.239%)

店頭でのお預入れ

1年	0.15%	(税引後0.119%)
3年	0.20%	(税引後0.159%)
5年	0.25%	(税引後0.199%)

- ※ 新たな資金でのお預入れが対象となります。
- ※ 個人事業主の方は店頭でのお預入れのみとなります。
- ※ 満期後は、満期日時点の店頭表示利率で自動継続となります。
- ※ 金利環境の変化により、優遇金利の見直しまたは取扱いを中止する場合があります。

さらに

店頭にてお預入れいただいたお客様に

ポチ袋を贈呈！

特別金利定期預金商品概要説明書

令和5年11月1日現在

商品名	特別金利定期預金		
販売対象	個人・個人事業主のお客様		
預入期間	■店頭での預入の場合 1年、3年、5年 自動継続（元利金継続） ■個人インターネットバンキングでの預入の場合 3年、5年 自動継続（元利金継続）		
預入			
①預入方法	一括預入		
②預入金額	1口10万円以上、1,000万円未満（1円単位）		
③個人インターネットバンキングでの預入の場合	個人インターネットバンキングの定期新約メニューよりインターネットバンキング定期預金専用口座を開設します。代表口座からインターネットバンキング定期預金専用口座へ振替入金することで作成します。		
払戻方法	■店頭での預入の場合 ・満期日以後に一括して払戻します。 ■個人インターネットバンキングでの預入の場合 ・個人インターネットバンキングの定期解約メニューより手続きいただきます。解約元利金は代表口座へ振替入金いたします ○即時解約...満期日当日にインターネットバンキングにて解約手続きをすることにより利用できます。 ○予約解約...満期日の前日までにインターネットバンキングにて解約予約手続きをすることにより利用できます。 ○中途解約...満期日前日までにインターネットバンキングにて解約手続きをすることにより利用できます。		
利息	固定金利		
①適用利率	■店頭での預入の場合 ・預入期間が1年は0.15％、3年は0.20％、5年は0.25％を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示の利率を適用します。 ■個人インターネットバンキングでの預入の場合 ・預入期間が3年は0.25％、5年は0.30％を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示の利率を適用します。 ※金融情勢によりキャンペーン中に利率を変更することがあります。		
②利払方法	満期日以降に一括してお支払いします。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。		
③計算方法	・預入期間1年：単利型 ・預入期間3年、5年：半年複利型		
取扱い期間	令和5年11月1日（水）から令和6年2月29日（木）まで ※なお、金利情勢によって期間中でも取扱いを中止することがあります。		
税金	・平成25年1月1日～令和19年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315％（国税15.315％、地方税5％）の税金がかかります。		
手数料	－		
付加できる特約事項	■店頭での預入の場合 ・総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5％上乗せした利率） ・マル優の取扱いはありません。 ■個人インターネットバンキングでの預入の場合 ・総合口座または預金担保の取扱いはありません。 ・マル優の取扱いはありません。		
金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。もしくは、当金庫ホームページ上に表示します。		
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、所定の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。		

苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-475-818）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他の留意事項	・本定期預金は当金庫所定の規定により取り扱います。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険事故発生の場合には、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります〔当金庫に複数の口座（当座・無利息型普通・別段預金を除く）がある場合には、それらの預金元本（当座・無利息型普通・別段預金を除く）を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。 ・金利環境の変化等によりお取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止することがあります。

通 帳 ア プ リ

いつでも どこでも
スマートフォンで
入出金明細が
確認出来て便利！

公 式 S N S

地域の楽しい情報をお届け♪
プレゼント企画もやってます♪